

(別紙)

輸入木材検疫要綱 (昭和26年11月22日付け農局1843号)の一部を
次のように改正する。

別表2中

「

(3) 薬剤散布	EDB 2.5% 及び BHC 1.25% を含む混合油剤	一平方メートル当り 300 CC	木材の全面に 散布
----------	-------------------------------------	---------------------	--------------

を

「

(3) 薬剤散布	EDB 2.5% 又は MEP 1.5% 又は マラソン 1.5% を 含む混合油剤	1平方メートル当り 300 CC 以上	
----------	---	------------------------	--

に、

「

(6) 浸漬、浮上 部薬剤散布	水中に30日間浸漬し、浮上部に対して下記(イ) 又は(ロ)により薬剤散布する。		樹皮の附着程度に よって薬剤を増加する。
	(イ) 使用薬剤: BHC 1.5% 又は 1% PCP を含 む油剤	薬量: 一平方メートル当り 300 CC 散布回数: 浸漬後直ちに一回散布し、さらに 7日毎に2回散布	この方では、厚い樹 皮の附着している木材 には用いない。
	(ロ) 使用薬剤: EDB 2.5% 及び BHC 1.25% を含む混合油剤	薬量: 一平方メートル当り 300 CC	

を

「

(6) 浸漬、浮上 部薬剤散布	水中に30日間浸漬し、浮上部に対して下記 により薬剤散布する。		
	使用薬剤: EDB 2.5% 又は 1% MEP 1.5% 又は マラソン 1.5% を含む混合油剤		
	薬量: 1平方メートル当り 300 CC 以上		

に、

「

(10) 分散防止の ための薬剤散 布	(イ) 木材: EDB 2.5% 又は BHC 1.25% を含む 混合油剤を木材堆積表面1平方メートル 当り 300 CC 以上散布	
	(ロ) 輸送車輛、作業場等: BHC 1.3% 粉剤を 1平方メートル当り 11g 以上散布	

を
「

(10) 分散防止の ための薬剤 散布	(7) 木材 : EDB 2.5% または MEP 0.5% または マラソン D.5% を含む混合油剤を 木材堆積表面 1 平方メートル当たり 300CC 以上散布	
	(1) 輸送車両、作業場等 : MEP 2% 粉剤 またはマラソン 1.5% 粉剤を 1 平方メー トル当たり 60g 以上散布	

に改める。